

# 商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

項目	内容
商品名	・納税準備預金
販売対象	・個人および法人
期間	—
預入	
(1) 預入方法	・随時預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1円
払戻方法	・原則として、租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利)
(2) 利払頻度	・年2回(2月、8月)、当組合所定の日に元金に組入れます。
(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
手数料	—
付加できる特約	—
中途解約時の取扱い	—
税金	・課税されません。 ただし、租税納付以外の目的で払出しを行った場合は、個人の方は分離課税20%(国税15%・地方税5%)、法人は総合課税が適用されます。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。
金利情報	・金利は店頭の金利情報または窓口にてご確認ください。

# 商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

項 目	内 容
<p>苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.niigata-kenshin.co.jp/">https://www.niigata-kenshin.co.jp/</a></p> <p>・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話: 025-222-5533) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話: 03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日および協会の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 電 話 : 025-247-7433 住 所 : 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館2階) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日および協会の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・払出内容がすべて納税支払 (国税・地方税) の場合、利息は非課税となります。 (払出し時に納税告知書等の納税に必要な書類の提出が必要です。) ・租税納付以外の目的で払出しを行った場合、払出日の属する計算期間中の利息は、払出日の普通預金利率により計算します。</p>
<p>預金保険制度</p>	<p>・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>